

紋の瀧澤立



奥平氏、稻垣氏等があり、抱澤瀧の紋章とする家には木下氏、清和源氏の酒井氏等があり、又毛利氏で用ふる紋は他家で用ふる抱澤瀧と少しく異つて居る。

楓の紋

は藤原氏、今出川家の紋章で、一葉楓の紋を用ふるのは市川氏、八木氏等である。

竹籬の紋

は其數頗る多い。今其重なるものを挙げれば竹の丸紋、竹の丸雀の紋（此變り紋が多くある）雪持籬の紋、根籬の紋、七葉根籬の紋、雪持根籬の紋、九枚籬の紋等である。

紋の雀丸の竹



竹の丸紋は清閑寺家の紋章である。竹の丸雀の紋は勸修寺流れの紋章で、甘露寺、萬里小路、中御門、芝山、池尻、梅小路、岡崎、穂波、堤、上杉、加々爪等の諸氏之用ふる。伊達家、鳥居家、可兒家等も亦之を用ふるて居る。但

し是等の諸家の紋はそれ／＼幾分宛異り、殊に伊達家の紋は頗る其形狀を異にして居る。雪持籬の紋は藤波家の紋章で、冷泉、松平（能見）、小野等の諸氏も亦之を用ふる。根籬の紋は浅井氏の紋章である。七葉根籬の紋は山名氏又は山名の支族志賀氏の紋章である。雪持根籬の紋は山田氏の紋章で、細井氏其他でも之を用ふるて居る。九枚籬の紋は飯田氏の紋章で、松平（長次）、竹中、竹尾、三雪等の諸氏も之を用ふるて居る。

鳩酸草の紋

には三鳩酸草の紋、劍鳩酸草の紋、四鳩酸草の紋其他がある。三鳩酸草の紋は冷泉家の紋章で、其子孫たる藤谷、入江

紋の草酸鳩



兩氏、其他酒井、岡田、小澤、森川、吉田、喜多村、多賀、永田、村越、成瀬、中川、川井、大炊御門等の諸家も之を用ふる。劍鳩酸草の紋は酒井氏（雅樂助正親の流）の家紋で、

たのである。

松の紋

は三階松の紋が重なるものであるが、之は五條家の紋章である。此紋を用ふる家には天野氏（藤原朝臣）、三枝氏、松山氏等である。

柏葉の紋

の紋には二柏葉、五柏葉、三柏葉、遠柏葉等の種類がある。二柏葉は吉田家の紋章で、

紋の葉柏三

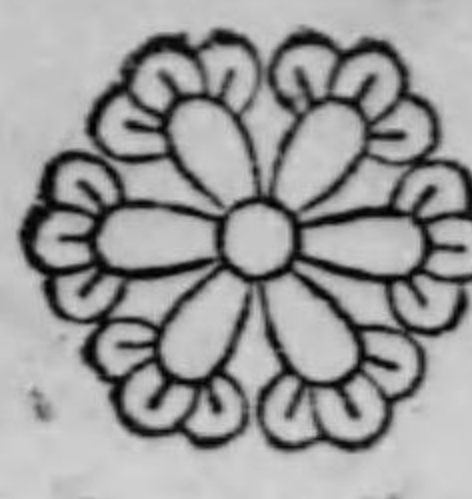


此外中御門家、葛西家、沼邊家中川家、蜂須賀家等の諸氏も亦此二柏葉の紋を家紋として居る。五柏葉の紋は久志本氏、三柏葉の紋は秋原、錦城、藤井、鈴鹿

楊葉の紋

は信濃國諏訪神社の社紋であるが、其變り紋頗る多く、從つて之を紋章とする家も亦少なくなない。此紋を家紋とする重なる家を舉げて見れば、神、關屋、梅澤、皆野、四宮、保科、笠原、諏

紋の丸子丁



改めたのである。六丁子丸の紋は前田氏の紋で、四丁子丸の紋は長澤氏の流である松平氏が家紋とし

山田氏之を用ふる、又杉岡、正田、彦坂、多門、細井の諸氏も亦之を用ふるて居る。四鳩酸草の紋は藤原氏四條家の紋章で、今の四條侯爵家は即ちそれである。此外西大路、油小路、櫛司、園池、八條の諸家も亦之を用ふるて居る。

雀の紋

には三羽雀の紋、鳥居に雀の紋其他あるが、三羽雀の紋は藤原氏、坊城家の紋章で、鳥居に雀の紋は宮崎氏の紋である。

丁字丸の紋

には種々の變り紋があるが、之を家紋とする家には姉小路、正親町三條、押小路、松

平（形原）等の諸氏であるが、此

松平氏は和泉守信光の五男佐渡

守與副六世の孫、紀伊守家信幼

より徳川家康に仕へ、以前葵の

紋であつたのを此丁字丸の紋に

紋の葉楓



訪、千野、藤澤、有賀、一瀬、上原、八木坂、安部、中澤、武居、今井、梶、大木、宮崎、松浦等の諸家で此外にも亦少くない。

雁金の紋

には一雁金、二雁金、三雁金等の種類があつて、之を家紋とする家

紋の金雁一



朝臣姓)等の諸家である。

杉の紋 三本杉を家紋とする家には岩瀬氏があ

も亦之を紋として居る。鷹羽の紋 には遠鷹羽、一枚鷹羽、双鷹羽、割鷹羽、鷹羽車等の種類がある。遠鷹羽の紋は阿部

紋の羽鷹違



氏の家紋である。此外に之を家紋とする家には高木、浅野、高井、日向、座光寺、富田、近藤、門奈、太田、菊池、西郷、小島、兵藤、山鹿、藤田、村田、伊芹、合志、迫、永里、岡本、石坂、楠木、北野、上妻、龍造寺、妻住、佐野、永野、堀川、八代、片角、大浦、小山、小野崎、林、原加、江城、赤星、若宮、長瀬、重富、深川、高瀬、託摩、布施等の諸家がある。一枚鷹羽の紋は阿部氏、門奈氏、雙鷹羽の紋は久世氏、菊池氏の族、小川氏等、割鷹羽の紋は片桐氏、鷹羽車は井澤氏、井上氏、服部氏等である。

紋の葉葛



葛葉の紋 は葡萄葉の紋とも云つて大内氏の家紋となつて居る。又大内氏の支流である山口氏も亦之を用る、秋月唐菱は即ち秋月氏の家紋であるが故に斯くは云ふのである。

紋の蘆葉一



ので石川を名乗つたとの事である。

團扇の紋 は兒玉氏の家紋であるが、此外に中島氏、奥平氏、佐藤氏、小幡氏等も之を家紋にして居る。

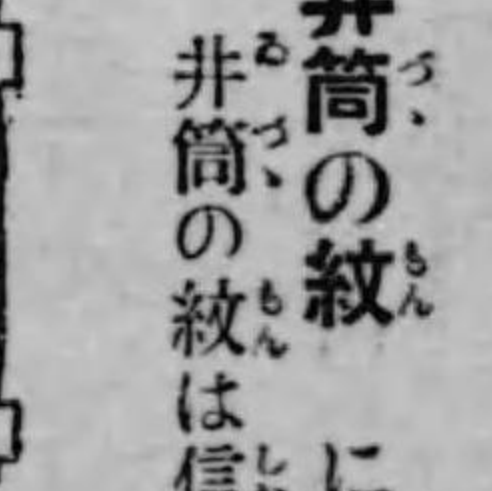
唐菱の紋 には八重唐花の紋、唐菱の紋、秋月

紋の菱唐



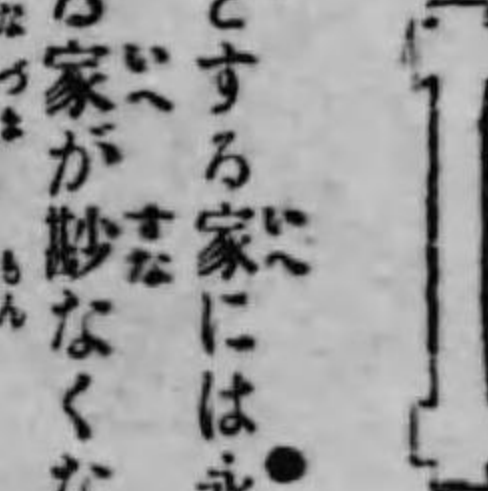
唐菱の紋等があるが、唐菱の紋は大内菱又は幸菱とも云つて大内氏の家紋となつて居る。又大内氏の支流である山口氏も亦之を用る、秋月唐菱は即ち秋月氏の家紋であるが故に斯くは云ふのである。

井筒の紋



井筒の紋 には井筒の紋、足長井筒の紋等がある。井筒の紋は信濃から出た井上氏の家紋で、此外之を紋章とする家には大和の細井氏、三河の酒井氏、近江の井伊氏、甲斐の長井氏、近江の三好氏、日向の宮崎氏、伊勢の若林氏等がある。又足長井筒を紋章とする家には永井氏がある。此外にも之を家紋とする家が尠なくない。

稻妻の紋



稻妻の紋 は山科家の紋である。唐花の紋 は最も古い紋であるが、之を用ふる

家は甚だ少ない。船橋氏の紋章として居る。



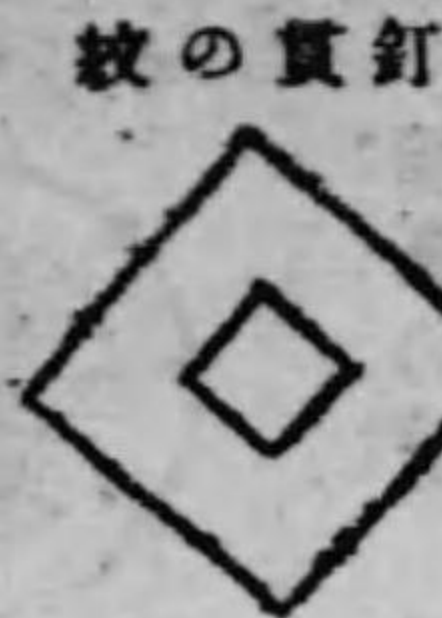
櫻欄の紋 は近江から出た佐々氏の家紋である。此外に三河の米津氏も亦之を用ゐて居る。此紋も古いもので、南北朝時代に既に用ゐられて居たとの事である。



撫子の花を象とつて紋としたものである。之を家紋とする家には飛鳥井氏及び齋藤氏等で、又三撫子の紋といつて撫子の紋を三つ合せた紋がある。之は筑前から出た秋月氏の家紋で今の秋月子爵家は即ち其家である。

鐵線の紋 釘貫の紋

は長田氏の紋である。は大屋氏を初めとして菅沼氏、大給の松平氏、信濃の馬場氏、尾張の永田氏、甲斐の横田氏、近江の木村氏、安房の安西氏、若狭の山本氏、尾張の堀氏、三河の竹本氏、丹波の橋本氏、丹波の川勝氏等である。又二重釘貫の紋といふのがあるが之は柳氏の家紋である。



撫子の紋 は種々の變り紋がある。而して多くは

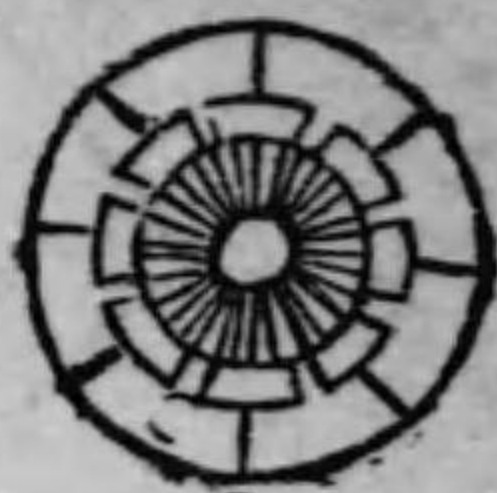
鹿の角の紋 石疊の紋

は近藤氏の紋である。には三石疊、四石疊、五石疊等の紋がある。三石疊の紋は土屋氏の家紋である。此外に富永氏(近江)、鶴殿氏(紀伊)等の家を用ゐて居る。又四石疊の紋は三河の山本氏(清和源氏)五石疊の紋は藥師寺氏、



車紋 には八葉車の紋、七葉車の紋、六葉車の紋、其他の變り紋がある。八葉車紋は源氏車紋と

八葉車の紋



もいつて居る。六葉車の紋を家紋として居るのは楠原氏であるが、此外に近江の平井氏等があり、八葉車の紋は美濃の佐野氏、陸奥の佐藤氏等である。其他末流支流の家で之を用ふる者もある。

槌車の紋

にも八槌車、六槌車等があるが、之を用ゐて居る家には土井氏がある。

一文字の紋

は首藤氏の家紋であるが、此外にも福原氏、黒澤氏、小河氏、志村氏、朝日氏、角南氏、山村氏等がある。

三文字の紋

には種々の變り紋があつて之を用ふるものも亦少くない。其重なる者を擧げて見ると越智、河野、稻葉、曲直瀬、林、久留島、藤掛、古郡、戸川、三上等の諸氏である。

十文字の紋

も亦變り紋が多いが、之を用ゐる家は島津、平岡、難波田等の諸家である。

永樂錢の紋



錢の紋 にも種々の變り紋があるが、重なるものは永樂錢の紋、連錢の紋等で、永樂錢の紋は永見氏、仙石氏、水野氏等の諸家で之を用ゐて居る。連錢

立波の紋



立波の紋 には立波の紋、三立波の紋其他がある。立波の紋は小栗氏の家紋で、小栗氏は平姓で常陸大掾の族である。初め松平と稱へたが後家康が命じて小栗と改めしめたのである。三立波の紋は松田氏の

弦巻の紋

は俗に蛇の目の紋といつて、之を家紋にして居るのは根岸氏、加藤氏、松波氏、佐野氏、奥村氏等がある。

の紋は眞田氏、安部氏、海野氏等の諸家で之を用ゐて居るが、連銭の紋は始め海野族の旗の紋であつたらしい。

輪の紋 は古くからあつた紋で、輪違の紋、二輪違の紋、三輪違の紋等が其重なるものである。輪



輪 違 の 紋

違の紋は佐々木氏(近江源氏鹽治氏(佐々木の子孫)巨勢氏(武内宿禰の後裔)玉蟲氏(平資盛の後)曾雌氏(甲斐に出づ)小林氏(下野に出づ)山角氏(相模に出づ)小堀氏(近江に出づ)等の諸家で之を用ひて居る。又三輪違の紋は金川氏(三河に出づ)、三輪違の紋は脇坂氏(近江に出づ)の家紋として居る。

瑞垣の紋 は大岡氏の家紋である。

矢筈の紋 には矢筈、矢筈車、矢筈違、矢筈十字等の紋がある。矢筈の紋は鎌倉幕府時代に梶原景季が此紋を用ゐた事があつて、梶原氏の紋章とな

矢 筈 車 の 紋



能勢氏等の諸家で之を家紋として居る。

龜 甲 の 紋



甲 龜 の 紋

の紋で、三龜甲の紋を家紋として居るのは堀氏である。

十字架の紋 は耶穌の十字架から出たものと然らざるものとある。耶穌の十字架から出たものは久留子の紋と稱へて居る。此内にも種々の變り紋が

十 字 架 の 紋



あつて、之を家紋として居る家には池田氏、立花氏、内田氏、高橋氏、中川氏、岡田氏、伊庭氏等がある。

卍 字 の 紋

は佛教から出たものと、十字架から出たものとあるが、佛教から出た紋を家紋として居る家には谷邊氏、森氏、小堀氏、藪氏、細田氏等の諸家で、十字架から出たものを家紋にして居る家には蜂須賀氏の子孫、堀氏の子孫、高木氏の子孫、山口氏の子孫、津輕氏の子孫、多田氏、木部氏、萩原氏、横山氏等の諸家の内に之を用ゐて居るのがある。

向 鷲 の 紋

は鷲尾家の紋章である。

白 餅 の 紋

は後醍醐の家紋である。

拔 敷 に 二 菱 の 紋

は梶川氏、池尻氏の家紋である。

輪 蜂 の 紋

は俗に神の紋といつて居る。蜂を輪

大正七年三月十一日印刷
大正七年三月十九日發行

『國民の顧問』第貳卷

編輯兼發行者

日本國民協會

代表者

鈴木光昭

印刷者

荻原勝次郎

印刷所

博文館印刷所

不許
複製

東京市小石川區大塚仲町三十番地

發行所

日本國民協會出版部

振替口座東京七六九〇番

876
76

終

